

千葉県指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）及び千葉県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年千葉県規則第29号。）に定めるもののほか、法第59条第1項の規定する自立支援医療機関（育成医療・更生医療）（以下「医療機関」という。）の指定に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定・変更の時期）

第2条 法第59条第1項に基づき市長が行う医療機関の指定・変更の時期は、原則として指定等の決定がなされた月の属する月の初日をもって行うこととする。

（指定の基準）

第3条 医療機関として必要とされる体制及び基準は別に定める基準のとおりとし、市長が新規の医療機関の指定等を行う際は、これに基づいて審査・確認を行うものとする。

（申請及び届出に必要な書類）

第4条 医療機関が次の申請・届出等に際し、必要な書類は別表1、別表紙1-2及び別表1-3のとおりとする。

- (1) 規則第57条に定める指定の申請
- (2) 担当する自立支援医療の内容を変更しようとする際の申請
- (3) 規則第62条に定める変更の届出
- (4) 規則第63条に定める休止、廃止、再開の届出
- (5) 規則第64条に定める指定の辞退の届出

（医療機関に対する指導）

第5条 法第10条第1項及び第11条第2項の規定に基づく医療機関に対して行う指導については次のとおりとする。

- (1) 指導の方針

市は次の厚生労働省告示及び通知等に定める自立支援医療の取扱い、自立支援医療を提供する体制、設備、自立支援医療に係る費用の請求等に関する事項について確認・指導等を行うものとする。

- ア 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程（平成18年厚生労働省令告示第65号）
- イ 「指定自立支援医療機関の指定について」（平成18年3月3日障精発第0303005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）
- ウ 「指定自立支援医療費の支給認定について」（平成18年3月3日障精発0303002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- エ 「指定障害者福祉サービス事業者等の指導監査について」（平成26年1月23日障発第0123第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- オ その他厚生労働省発出の自立支援医療等に関する運用通知等

（2）指導の方法

指導の方法は、次のとおりとする。

ア 集団指導

（ア）書面指導

書面指導は、指定医療機関の指定、変更及び指定の更新の際、対象の医療機関に、別紙13、別紙13-2及び別紙13-3を送付することによって行う。

（イ）制度の周知等

制度の周知等は、自立支援医療の制度改正等、適正な自立支援医療の確保等のために広く周知し指導することが必要と認められる場合、指定医療機関に対して、講習会又は書面等の方法により行う。

イ 実地指導

実地指導は、診療報酬の請求、医療の提供体制に係る疑義があった場合等、自立支援医療に関して、特に必要と認められる場合に、対象となる医療機関を選定の上で立入の方法により行う。

（ア）指導後の措置

実地指導の結果、改善を要すると認められた事項については、後日文書により指導内容の通知を行い、改善報告書の提出を求める。

(イ) 監査への変更

実地指導の結果、必要とすることが認められた場合は、第6条に定める監査を行うことができるものとする。

(医療機関に対する監査)

第6条 医療機関に対する監査は次のとおりとする。

(1) 監査方針

医療機関に対して行う監査は、自立支援医療の実施内容について、①法第67条及び第68条に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、②自立支援医療に係る費用の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを主眼とする。

(2) 監査の実施

次に示す情報等を踏まえ、指定基準違反等の確認の必要がある場合に監査を実施する。

ア 通報・苦情・相談等に基づく情報

イ 千葉県等へ寄せられた苦情

ウ 自立支援医療の請求データ等の分析から特異傾向を示す医療機関に関する情報

エ 書面による指導において確認した情報

オ 実地指導において確認した情報

(3) 監査の方法

指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、医療機関若しくは医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者又は医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師、その他の従業者であった者に対し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出又は提示を命じ、出頭させ、若しくは医療機関についての設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査する。

(4) 監査の実施通知

監査対象となる医療機関を決定したときは、あらかじめ文書により次の項目に

ついて当該医療機関に通知する。ただし、実地指導から監査へ変更した場合、緊急を要する場合及び事前通知が適当ではないと判断した場合はこの限りではない。

ア 監査の根拠規定及び目的

イ 監査の日時及び場所

ウ 監査担当者

エ 出席者

オ 準備すべき書類等

(5) 監査後の措置

監査後の措置については、法第67条及び第68条に定める事項に準ずるものとする。

(その他)

第7条 その他必要な事項は、高齢障害部長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和3年4月1日現在法第59条に基づく指定自立支援医療機関の指定を受けている医療機関については、この要綱の適用は令和4年4月1日からとする。

3 前項の対象となる医療機関は、令和4年4月1日時点の指定に係る更新有効期間が終了するまではなお従前の例による。ただし、当該更新有効期間内であっても、主として担当する医師・薬剤師を変更する場合は除く。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、
当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。